

(別記様式第1号)

| | |
|--------|------------------------------|
| 計画作成年度 | 令和4年度 |
| 計画主体 | 敦賀市・小浜市・美浜町・ 高浜町・おおい町・若狭町 |

嶺南地域鳥獣被害防止計画

<連絡先>

| | | | |
|---|---|--|---|
| 担当部署名 所在地 電話番号 FAX番号 メールアドレス | 敦賀市産業経済部農林水産振興課 福井県敦賀市中央町2-1-1 0770-22-8131 0770-22-8169 nourin@ton21.ne.jp | 担当部署名 所在地 電話番号 FAX番号 メールアドレス | 美浜町産業振興課 福井県三方郡美浜町郷市25-25 0770-32-6706 0770-32-6050 sangyo@town.fukui-mihama.lg.jp |
| ○代表 担当部署名 所在地 電話番号 FAX番号 メールアドレス | 小浜市産業部里山海課 福井県小浜市大手町6-3 0770-53-1111 0770-52-1401 rinsui@city.obama.fukui.jp | 担当部署名 所在地 電話番号 FAX番号 メールアドレス | 高浜町産業振興課 福井県大飯郡高浜町宮崎86-23-2 0770-72-7705 0770-72-4000 machi2@town.takahama.fukui.jp |
| 担当部署名 所在地 電話番号 FAX番号 メールアドレス | おおい町農林水産課 福井県大飯郡おおい町本郷136-1-1 0770-77-4055 0770-77-1289 nousui@town.ohi.lg.jp | 担当部署名 所在地 電話番号 FAX番号 メールアドレス | 若狭町産業振興課 福井県三方上中郡若狭町中央1-1 0770-45-9102 0770-45-9119 sangyo@town.fukui-wakasa.lg.jp |

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

| | |
|------|--|
| 対象鳥獣 | イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獣類（ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、アナグマ、その他狩猟獣）、カラス類（ハシブトガラス、ハシボソガラス）、カワウ、アオサギ |
| 計画期間 | 令和5年度～令和7年度 |
| 対象地域 | 敦賀市、小浜市、美浜町、高浜町、おおい町、若狭町 |

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和4年度）

| 鳥獣の種類 | 被害の現状 | | | |
|-------|-------|-----------|---------|----|
| | 品目 | 被害数値 | | |
| | | 被害金額 | 被害面積 | 備考 |
| イノシシ | イネ、他 | 13,883 千円 | 15.47ha | |
| ニホンジカ | イネ、他 | 3,983 千円 | 4.02ha | |
| ニホンザル | イネ、他 | 5,053 千円 | 1.68ha | |
| 複合 | イネ、他 | 16,007 千円 | 15.54ha | |
| その他 | 果樹、他 | 236 千円 | 0.29ha | |
| 合計 | | 39,163 千円 | 37.03ha | |

(2) 被害の傾向

| ◆イノシシ | |
|----------------|---|
| 嶺南6市町 共通の傾向 | <ul style="list-style-type: none"> ・金網柵等の侵入防止柵の設置以降、嶺南地域全体の鳥獣による被害額、被害面積はともに一旦減少し、その後は被害額は10～20百万円の範囲で横ばい傾向にある。一時の顕著な被害は収まっているものの、終息には至っていない。 ・嶺南地域におけるイノシシの豚熱感染拡大に伴い、被害は一時的に減少傾向がみられたが、令和3～4年度にかけては拡大傾向に転じた。 |
| 敦賀市 | <ul style="list-style-type: none"> ・山際を中心にイノシシによる稲の食害や稲の倒伏被害、畦、土手等の掘り返し等の被害が発生している。 ・金網柵を設置している地域でも金網柵の損傷や隙間からの侵入によって被害が発生している。 |
| 小浜市 | <ul style="list-style-type: none"> ・全体的に被害は減少傾向にあるが、水稻の倒伏や野菜の食害などの被害が継続しているほか、畦や土手の掘り起こしなど農地の破壊もみられる。 |

| | |
|----------------|---|
| 美 浜 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・金網柵の設置が進むとともに被害は減っている。 ・一方、管理が行き届かない集落や、水路・道路などで防御しきれていない集落・場所では被害の低減には至っていない。 |
| 高 浜 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシによる被害は一時よりは顕著に収まり、その後は横ばい傾向が続いている。しかし、令和4年度には拡大傾向となった。 ・以前は畦、民家石垣の掘り起こし等の発生が多かったが、近年は減少している。 |
| おおい町 | <ul style="list-style-type: none"> ・水田の水稲被害、畑の野菜食害など、イノシシによる被害は、依然として残る。また、畦等が破壊される被害も発生する。 ・イノシシの捕獲数は増えているが、被害減少に実感が無い。 |
| 若 狭 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・農作物の食害や稲の倒伏被害が発生しており、被害が収まらない。 ・畦や土手等の掘り起こしによる被害も生じている。 |
| ◆ニホンジカ | |
| 嶺南6市町 共通の傾向 | <ul style="list-style-type: none"> ・金網柵等の設置による対策とともに農地における被害は減っている地域もあるが、被害の終息には至っていない。むしろ、令和3年度以降シカによる被害は拡大傾向にある。 ・山林での被害は収まっておらず、一部では土砂崩壊による漁場被害や林道の崩落などの被害に至っている地域もある。 |
| 敦 賀 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・金網柵の設置や継続的な捕獲を行っているが、被害は減少しておらず横ばい傾向が続いている。 |
| 小 浜 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・山際に金網柵が設置されている地域では集落内や農地への出没は減少しているが、山林では至るところで樹皮剥ぎや下草の減少がみられる。 |
| 美 浜 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・金網柵の設置により集落での被害は減っている。 ・一方、山林ではシカの被食で下草がなくなり、一部地域ではシカの食害に起因すると思われる斜面崩壊が発生している。 |
| 高 浜 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・ネット柵設置等とともに被害が減少している地域もある。 ・一方で、集落点検で不備のある集落では被害もあり、被害の終息には至っておらず、むしろ拡大傾向がある。 |
| おおい町 | <ul style="list-style-type: none"> ・金網柵の設置以降、水田への水稲被害は少なくなったが、依然として、一部の畑への侵入が見受けられる。 |
| 若 狭 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・金網柵を設置し、管理が行われている集落では被害は減少しているが、点検に不備のある集落や、金網柵未設置地域では被害が発生している。 |
| ◆ニホンザル | |
| 嶺南6市町 共通の傾向 | <ul style="list-style-type: none"> ・嶺南地域全体としてサルによる被害は依然として多く、軽減される傾向はみられない。 ・サルによる被害は、住民からの苦情も多い。 ・農地での被害のほか、家庭菜園や家屋の破損などの生活被害に加え、通行人にケガを負わせるなどの事故も発生している。 ・農地に限らず、市街地でもハグレザルが出没し、家屋被害が発生することもある。 |
| 敦 賀 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・サルによる被害は近年増加傾向にあったが、サル用電気柵の設置 |

| | |
|--|---|
| | <p>により被害は減少している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市街地への出没や家庭菜園の被害も発生している。 |
| 小 浜 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・住民からの苦情が一番多く聞かれる。 ・家庭菜園や果樹類の被害のほか、家屋への侵入など生活環境への影響も発生している。 ・近年は市街地へ群れで出没するようになり、住民の不安が拡大している。 |
| 美 浜 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・サルによる被害は、依然として多い（住宅地域での出没増加）。 ・家庭菜園での被害が多い。 ・民家屋根を走り回る騒音被害等も発生している。 |
| 高 浜 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・サルによる被害は全体的に減少傾向であり、一時の顕著な被害はみられない。 ・町内全域において、群れの分布動向の把握、電気柵の精緻化、水田二番穂、放置果樹の対策、追払い対策の推進を推進しており、対策が進んでいる集落は被害を抑えることができている。 |
| お おい 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・サルによる被害は依然として残る。 ・電気柵で囲まれていない個人の畑での被害が多い。 ・民家屋根の瓦を落とすなどの生活被害も発生している。 |
| 若 狭 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・サルによる被害は、依然として多い。 ・梅畑、梨畑での農作物被害が収まらず、家庭菜園被害も多い。 ・民家屋根を走り回る騒音被害や傷害事故もしばしば発生する。 |
| ◆中獣類（ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、アナグマ、その他狩猟獣） | |
| 嶺南6市町 共通の傾向 | <ul style="list-style-type: none"> ・嶺南地域全体では中獣類による農作物や家庭菜園の被害が発生している。 ・従来からのハクビシン、アライグマによる農作物や家屋侵入等の被害は終息しておらず、ヌートリアは生息域が拡大傾向にあり嶺南地域全市町での生息情報が寄せられている。 |
| 敦 賀 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハクビシンによる農作物被害や、家屋侵入の生活被害が引き続き発生している。 |
| 小 浜 市 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭菜園被害のほか、家屋侵入被害が発生している。 ・近年、市内の河川やため池等でヌートリアが目撃されるようになった。 |
| 美 浜 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハクビシンによる家庭菜園被害、家屋侵入被害が収まらない。 ・アライグマの発生は少ない。 |
| 高 浜 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・農村集落にとどまらず、市街地においても、ハクビシン、アライグマによる農作物・家屋侵入被害が発生する。 ・ヌートリアの目撃情報も増えてきている。 |
| お おい 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・ハクビシンなどによる畑作物の被害が発生する。 |
| 若 狭 町 | <ul style="list-style-type: none"> ・家庭菜園被害、家屋侵入などの被害報告が近年増加傾向にある。 |
| ◆その他鳥獣 | |
| 嶺南6市町 | <ul style="list-style-type: none"> ・ツキノワグマ、カラス類、カワウなどによる被害が時折発生する。 |

| | |
|-------|--|
| 共通の傾向 | ・ ツキノワグマについては、家屋への侵入や人身事故も発生してきている。 |
| 敦賀市 | ・ カラス類については、初夏に営巣地付近での生活環境被害が多い。 ・ 市街地にアライグマが出没することがある。 |
| 小浜市 | ・ 集落付近でツキノワグマの目撃が増加傾向にある。 ・ カラス類による直播水田の食害が発生している。 ・ カワウにより、アユ等の川魚の減少が懸念される。 |
| 美浜町 | ・ 一部地域でカラス類が大量出没する。 ・ カワウ、アオサギによるアユの被害が発生する。 |
| 高浜町 | ・ ツキノワグマの目撃情報が頻繁は、山際を中心に町全体において例年頻繁に寄せられている。 |
| おおい町 | ・ ツキノワグマの目撃情報が頻繁に寄せられる。 ・ カラス類が春先に大量出没し水田での捕食被害が発生する。 ・ 河川でのカワウやアオサギによるアユの被害が発生する。 |
| 若狭町 | ・ ツキノワグマの目撃情報が頻繁に寄せられる。 ・ カワウによる北川のアユ被害、カラス類による生活環境汚染も報告される。 |

(3) 被害の軽減目標

| 指標 | 現状値 (4年度) | 計画終了時値 (令和7年度) |
|------|--------------|-------------------|
| 被害金額 | 39,163 千円 | 27,414 千円 |
| 被害面積 | 37.03 ha | 25.92 ha |

※ イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、中獣類、カラス類、カワウ、アオサギによる被害

(4) 従来講じてきた被害防止対策

| 従来講じてきた被害防止対策 | | 課題 |
|---------------|--|---|
| 捕獲等に関する取組 | <p>◆嶺南地域全体 [捕獲に関する仕組みの整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 嶺南地域6市町とも「鳥獣被害対策実施隊」を設置しており、有害鳥獣の捕獲を実施している。 ・ 市町ごとの捕獲従事者の実情にあわせて有害鳥獣捕獲隊の編成や捕獲補助者の導入に取り組み、捕獲効率の向上に努めてきた。 ・ 嶺南地域有害鳥獣対策協議会・会議において、捕獲技術に関する情報交換、捕獲数の調整等をしている。 ・ 有害捕獲した鳥獣の大半は、有害鳥獣 | <ul style="list-style-type: none"> ・ いずれの市町においても、有害鳥獣の捕獲従事者の高齢化が顕著となった。 →新規従事者の確保と育成や効率的な捕獲技術の導入と普及が必要。 ・ 有害捕獲による捕獲数は一定数確保できているが、有害捕獲による被害軽減効果は必ずしも明確ではない。 →被害防止につながる捕獲の考え方の検証・普及 |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>処理施設（若狭町海士坂）にて焼却処分を行うことで捕獲従事者の負担軽減に努めており、円滑な捕獲業務に貢献できている。</p> <p>→イノシシ・シカの捕獲数は全体として増加傾向にある。</p> <p>→以前は埋設処分により住民からの苦情があったが、現在は無い。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害捕獲した鳥獣の一部は、嶺南地域に設置された3つの食肉加工処理施設により有効利用に取り組んでいる。 →食肉加工施設による適法なジビエ肉が提供される体制が整備できた。 →狩猟免許取得者（銃・わなとも）は増加傾向にある。 <p>[捕獲そのものへの取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一部地域において、隣接する市町で情報を共有しながらサルの捕獲に取り組んだ。 →明確な効果の向上には至らなかった。 | <p>が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ジビエについては、食肉加工処理施設の整備はできているものの、“出口（販売先）”は十分に確保されていない。 →ジビエ活用の普及啓発は継続した取組が必要。 |
| | <p>◆敦賀市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・敦賀市鳥獣被害対策実施隊を設置（平成24年3月）し、猟友会支部と協働して有害鳥獣の捕獲に取り組んでいる。 ※実施隊員数：4名 ・有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲活動、パトロールを実施している。 ※捕獲隊員数：39名 →イノシシ、シカ、サルの捕獲数は令和元年度を境に減少しているが、高い水準を維持している。 ・わな遠隔監視システムを導入して捕獲隊員に装置を貸与することで、捕獲活動の負担軽減に努めた。 | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者を確保すること。 ・有害捕獲した鳥獣は埋設か焼却で処分しており、利活用が出来ていない。 |
| | <p>◆小浜市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小浜市鳥獣被害対策実施隊を設置（平成24年3月）し、猟友会と連携して有害鳥獣の捕獲に取り組んでいる。 ※実施隊員数：7名（行政含む） ・有害鳥獣捕獲隊を編成し、有害鳥獣の捕獲を実施している。 ※捕獲隊員数：50名（イノシシ・シカ） | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者を確保すること。 |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>→シカは 1,000 頭/年に近い捕獲が続いており、嶺南地域の中で高い水準を維持している。</p> <p>→サルの効果的な捕獲のため、大型捕獲檻を導入した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害鳥獣捕獲後の獣肉利活用として、イベント等でのジビエ料理試食、小中学校でのジビエ給食提供などの普及活動を行っている。 ・他の市町や県と連携し、捕獲の担い手確保に関する研修会や催しを実施し、普及啓発に取り組んでいる。 | |
| | <p>◆美浜町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・美浜町鳥獣被害対策実施隊を設置し（平成 26 年 4 月）、猟友会支部と協働して有害鳥獣の捕獲に取り組んでいる。 ※実施隊員数：11 名 ・有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲、わなの点検等を実施している。 ※捕獲隊員数：37 名 →イノシシの捕獲数は豚熱の影響もあり捕獲数は減少傾向。 →シカの捕獲数は減少傾向にあり、令和元年度以降は 500 頭/年 前後の捕獲数となっている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者を確保すること。 ・捕獲数が減少してきているが、その要因がモチベーションの低下なのか、個体数の減少なのか、原因の特定ができない（糞塊調査による変動はみられない）。 |
| | <p>◆高浜町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高浜町鳥獣被害対策実施隊（平成 24 年 3 月）を設置し、有害鳥獣の捕獲に取り組んでいる。 ※実施隊員数：25 名 (銃・4 名、わな 25 名) ・平成 30 年度に、捕獲隊員すべてを実施隊に変更し、令和 3 年度には安全な捕獲活動推進のため「高浜町鳥獣被害対策実施隊活動の手引き（第 1 版）」を整備し、わなの安全点検や、適法・安全な活動指導を毎年実施。 ・捕獲補助者を設置し、捕獲檻の餌やり、見回りなどの檻の管理を実施しており、毎年研究会も実施している。 ※捕獲補助者数：66 名 →捕獲従事者数は減少しているが、継続して取り組む方も多い。 | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者を確保すること。 ・従事者の高齢化が顕著であり、若手の確保、効率的な捕獲技術の導入が必要。 ・適法・安全な捕獲活動を継続するための継続的な教育（研修）が必要。 |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>→シカの捕獲数は、毎年増加傾向にある。</p> <p>→サル捕獲数は一時より減少しているが、追払い活動や放置果樹撤去等の推進により被害は軽減できている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲した有害獣を食肉加工する若狭高浜いのしかいが事業主体の食肉加工施設の設置（平成 30 年度）。引き続き、普及啓発に取り組む予定。 | |
| | <p>◆おおい町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おおい町鳥獣被害対策実施隊を設置（平成 23 年 3 月）し、猟友会支部と協働して有害鳥獣の捕獲に取り組んでいる。 ※実施隊員数：39 名（うち町職員 7 名） ・捕獲補助員を設置し、捕獲檻の餌やり、見回りなどの檻の管理を実施している。 ※捕獲補助員：町内数集落 ・年間を通じて有害駆除期間として捕獲に取り組んでいる。 →イノシシ、シカとも、毎年多くの個体を捕獲しており、嶺南地域において高い水準を維持している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・恒常的に活動できる捕獲従事者、若い捕獲従事者を確保すること。 |
| | <p>◆若狭町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若狭町鳥獣被害対策実施隊を設置（平成 24 年 3 月）し、猟友会支部と協働して有害鳥獣の捕獲に取り組んでいる。 ※実施隊員数：11 名 ・有害鳥獣捕獲隊を編成し、捕獲、わなの点検等を実施している。 ※捕獲隊員数：11 名 ・捕獲補助員を設置し、捕獲檻の餌やり、見回りなどの檻の管理を実施している。 ※捕獲補助員数：45 名 →イノシシ、シカとも高い捕獲個体数の状態を維持している。 ・捕獲した有害鳥獣を食肉加工する「若狭ジビエ工房」を設置し、ジビエ肉の加工処理を行うほか、各種イベントへのジビエ料理の試食提供、町内小中学校を対象としたジビエ教室の実施などにより普及啓発に取り組んでいる。 | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲従事者を確保すること。 ・被害の及ばない地域や、農業者以外の人々と被害者との間に温度差があるため、集落一体となった対策が打ち出せない。有害鳥獣対策について共通意識を持ち、追払いや集落点検など、地域全体が協力しあえる雰囲気醸成が課題である。 |

| | | |
|--|--|--|
| <p>防護柵の設置等に関する取組</p> <p>(追上げ 追払い活動、放任果樹の除去等含む)</p> | <p>◆嶺南地域全体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・嶺南地域全体で、山際を中心に侵入防止柵（金網柵、ワイヤーメッシュ柵、ネット柵、電気柵等）による防護が進められてきている。 地域によっては、ネット柵と電気柵を組み合わせた対策が進められてきている。 →防護柵を設置した地区では、農業被害・生活被害とも減じている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止柵を設置した場所では、維持管理の実施有無によりその後の被害発生の成否が分かれている。 すなわち、点検・草刈り等の管理を実施している集落では機能が維持されているものの、そうでない集落では被害が収まっていない。 →管理体制強化、管理技術の指導（集落点検）や、管理の負担軽減策の検討や導入が必要。 |
| | <p>◆敦賀市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度末までに、山際を中心に約46kmの金網柵を設置。 ※金網柵の設置は、農家組合長からの要望により対応している。 ・集落からの希望により、獣種に応じた電気柵を補助。 ・追払い活動に使用する爆竹等を補助。 ・集落主体の電動ガンでのサル追払い活動。 | <ul style="list-style-type: none"> ・金網柵の整備が必要な地域であっても、人手不足や管理による負担増加の懸念により整備が出来ない現状がある。 ・電気柵については、効果的かつ安全に運用するための普及啓発を要する。 |
| | <p>◆小浜市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度末で、山際での金網柵の設置はほぼ完了した。 ・現在は県単事業を活用し、今までは条件に合致せず設置が見送られていた地域への金網柵の設置を実施する。 ※金網柵の設置は、集落（区長又は農家組合長）からの要望により対応している。 ・設置した金網柵は集落と市の間で管理協定を締結して適正な管理に努めている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・侵入防止効果が維持できるよう、有害捕獲や侵入防止柵の適正な管理をするとともに、集落ぐるみで鳥獣を寄せつけない等、地域に定着した取組が必要である。 |
| | <p>◆美浜町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成22年度以降、金網柵の設置を推進し、平成30年度までに約60kmの設置が終了した（美浜町全体の農地を概ね囲ったこととなる）。 →集落によっては、収穫量が回復できたとの報告がある。 ・集落等からの希望により、獣害柵の設 | <ul style="list-style-type: none"> ・管理に積極的でない集落では、被害の減少に至っていない（設置時に管理の必要を伝えているが、行き届かない）。 |

| | | |
|--------------------|---|--|
| | <p>置補助を行っている。</p> <p>◆高浜町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ネット柵、電気柵を中心に、集落からの要望に応じて設置してきている。 ・ 平成 29 年度より全集落対象の鳥獣被害集落点検を進めている。あわせて農家と一緒に電気柵の点検やカキの木等の放置果樹の伐採・剪定作業（平成 29 年調査時での放置果樹 563 本）にも取り組んでいる。 ・ ネット柵等も破壊しても補修したり電気柵を併用するなどの工夫に取り組み、被害軽減につながっている。 → 放置果樹の伐採・剪定を平成 30～令和 4 年の間に 518 本（22 集落）実施、当該地域における集落内でのニホンザルやツキノワグマの出没が減っている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ ネット柵、電気柵とも集落点検を定期的の実施できていない集落は、設置方法の理解が低く、防護柵設置の効果を得るに至っていない。 → 集落点検は継続的に実施することが必要。集落に一定の自主性を持たせつつも、継続的な支援も必要。 → 営農形態に応じた支援の工夫も必要。 |
| | <p>◆おおい町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 23～27 年度の 5 年間で、157 km の山際で金網柵を設置（町内全域）。 ・ 金網柵は、町と集落との協定のもと、集落にて日常管理されている。 → 農業、生活環境とも、被害が大幅に減じられたことが町民の実感として得られている。 ・ 令和 3 年度から 5 年度において補助金を支給して「サル追払隊」など、集落ぐるみで追払い組織の設立を促し、「自分の農作物は自分で守る」という住民意識を醸成する。（令和 6 年度以降の事業継続は未定） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 金網柵の耐用年数は 14 年であり、その後の対策の検討を要する。 |
| | <p>◆若狭町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金網柵を集落からの要望に応じて設置している。また、耐用年数を超過した集落の金網柵についても意欲のある集落から優先的に更新する。 → 金網柵を設置した山際では農業被害は減っている。 ・ サル対策の研修会に参加した集落に対し、追払い花火の購入を斡旋する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な集落パトロールの実施などによる管理の手が十分に行き届いていない。 ・ 金網柵を施工したにもかかわらず防除成果が上げられない集落のモチベーションの維持 |
| <p>その他の 取組</p> | <p>◆敦賀市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ サルやクマ等の目撃情報を市のホームページで公開して市民に周知すること | |

| | | |
|--|--|--|
| | <p>で、農作物被害や人身被害の防止に努めた。</p> <p>◆高浜町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内の全山際集落を対象に、鳥獣被害の現状と誘引物等を把握する集落調査を実施して GIS 上に情報をとりまとめ、今後の計画的な鳥獣被害対策の基礎資料を整備し、年度ごとの集落点検の結果を反映・更新。 ・上記点検結果をもとに、「高浜町鳥獣被害対策総合計画推進協議会」を年数回実施した。 <p>◆おおい町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町内全域での金網柵設置に先駆け、町内全集落を対象に、鳥獣被害の現状と誘引物等を把握する集落調査を実施して地図上に情報をとりまとめ（GIS を活用）、今後の計画的な鳥獣被害対策の基礎資料を整備した。 | |
|--|--|--|

(5) 今後の取組方針

| | |
|--------------------------|---|
| <p>嶺南 6 市町 共通の取組</p> | <p>◆被害防止の“仕組み”に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各市町の被害の状況や被害防止対策（被害防止柵や有害捕獲等）の実施状況等の情報交換を行う。 ・研修会の実施や行政担当者の日常的な情報共有等に取り組み、広域的な取組連携を図り、対策を効果的に実施する。 <p>◆“捕獲”に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後数年間かけ、<u>被害防止につながる捕獲の考え方の検証・普及に取り組む。</u> <ul style="list-style-type: none"> ⇒ <u>有害捕獲は個体数調整と混同すべきではなく、本来的な、農地近辺のみでの捕獲を推進する。</u> ⇒ <u>捕獲による被害防止の効果検証につながるよう、センサーカメラの導入等を検討・試行する。</u> ・6つのいずれの市町においても、捕獲従事者の高齢化は顕著であり、新たな捕獲従事者の確保に取り組む。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ <u>6市町が連携して若手の捕獲従事者の確保に努める。</u> ⇒ <u>効率的な捕獲手法の技術導入を検討・推進する。</u> ・適法・安全な捕獲業務が推進できるよう、発注者側（行政）、捕獲従事者側とも情報収集と研修会等による普及啓発に努める。 <ul style="list-style-type: none"> ⇒ <u>全市町における捕獲現場で違法状態が無いよう、監視・指導を強化する。</u> ⇒ <u>正しい誘引捕獲ができるよう、技術共有・指導に取り組み、必要</u> |
|--------------------------|---|

| | | |
|-----|---|---|
| | <p>な支援を検討・実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・焼却処理施設と食肉加工処理施設について、その運営や体制整備等を連携して行い、有害捕獲を推進する。 さらに、先進的な減容化処理の導入可能性を調査・検討する。 <p>◆“防御”に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金網柵を中心に侵入防止柵の設置が進んでいるが、管理が進まず機能が維持できていない集落が多く、地域事情等を酌みながら効果的な対策方法の導入・維持に取り組む。 ⇒ <u>侵入防止柵チェックと修理等の管理体制の強化や、集落点検等による集落へのソフト支援を検討・導入する。</u> ⇒ <u>営農スタイルに応じた防御手法を検討し、ICT や IoT の活用による侵入防止強化の検討や試行に取り組む。</u> <p>◆“生息地管理”に関する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野菜くずの農地での放置や、果樹の取り残しや放置果樹は、依然として多く、イノシシ、シカ、サルを農地や集落に引き寄せている面がある。また、森林の林縁部がヤブになり野生獣のすみかを与えており、生息地管理を多方面から取り組む。 ⇒ <u>6市町が連携して、水田での二番穂防止、放置果樹撤去、野菜くず放置防止等の生息地管理の重要性について、農家、非農家を問わず広報等を積極的に行い、対策を呼びかける。</u> ⇒ <u>多様な事業支援を検討し、山林林縁部のヤブの刈り払い等による緩衝帯整備を推進する。</u> <p>◆獣種ごとに取り組む事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サルによる被害が広域にわたって発生し、これまでの対策では十分に収まっておらず、効果が得られる対策へのシフトを急ぐ。 ⇒ <u>嶺南6市町が連携し、群れ分布情報、被害発生状況、被害対策等の情報を綿密に共有し、対策を推進する。</u> ⇒ <u>サルの群れ分布を中心とした生息調査を継続実施し、加害レベル、被害の内容、発生時期や地域事情によって被害地域の対策の方針を立て、地域住民への普及啓発活動、侵入防止柵の設置・管理、効果的な捕獲、追払い等の対策を強化する。</u> | |
| 敦賀市 | 防護柵 | <ul style="list-style-type: none"> ・集落からの要望に基づいて設置補助を行い、金網柵や電気柵等の設置に取り組む。 ・サルによる被害が発生している集落に対して、サル用電気柵の設置を推奨し、被害の軽減を図る。 |
| | 捕獲 | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲隊員数を維持するために、人材育成に取り組む。 ・捕獲した個体の利活用を推進する。 |
| | 生息地管理等 | <ul style="list-style-type: none"> ・取り残し果樹や野菜くずを圃場に放置しないなど、獣を寄せ付けない環境づくりを推進する。 ・集落ぐるみの取組として有害鳥獣の追払いや、侵入防止 |

| | | |
|-------|--------|--|
| | | 柵の維持管理・管理の徹底を図る。 |
| 小 浜 市 | 防 護 柵 | ・ 山際の設置は概ね完了しているが、引き続き、集落からの要望に基づき、電気柵や金網柵の設置に取り組む。 |
| | 捕 獲 | ・ 有害鳥獣の捕獲については、猟友会、住民、行政がそれぞれの役割を行い、連携しながら継続していく必要がある。 |
| | 生息地管理等 | ・ 野菜くずや放置果樹等、集落周辺にある獣の餌になりそうなものを撤去するなど、環境改善に努める。 ・ サルに関しては、テレメトリ調査に基づき、効果的な対策を講じる。 |
| 美 浜 町 | 防 護 柵 | ・ 金網柵が設置可能な場所への設置は概ね完了している。そこで、今後は金網柵の“機能強化”に取り組む。 例：扉の増設、柵の延伸（補助対象として対応） |
| | 捕 獲 | ・ 農業者を中心に狩猟免許の取得を呼びかける。特に、新規就農者の若い年代に対して狩猟免許の取得を呼びかけ、捕獲の担い手の永続的確保を図る。 ・ ICT を活用した大量捕獲檻や、各捕獲隊員に貸し出しをしている捕獲檻等を組み合わせて農地や集落周辺に出没する有害鳥獣の捕獲を継続する。 |
| | 生息地管理等 | ・ 集落ぐるみの取組として有害鳥獣の追払いや、有害獣侵入防止柵の維持管理・管理の徹底を図る。また、圃場の野菜くずの除去、放置果樹の伐採など人の居住空間に野生動物を近寄らせない環境づくりが重要であることを、集落に対して発信していく。 |
| 高 浜 町 | 防 護 柵 | ・ 既往の防護柵が効果的に設置されているか集落点検を継続し、既往の防護柵を機能向上する。 ・ 自主的な点検・管理が見込まれる集落を対象に、集落住民の構成や地形等の地域特性に応じた防護柵を集落に提案し、行政支援の下で導入する。 |
| | 捕 獲 | ・ 新たな捕獲の担い手の確保に努める。 ・ 捕獲方法については、有害捕獲と個体数調整捕獲等の考え方を理解し、効果的な捕獲につなげていく。 ・ サルの捕獲については、テレメトリ調査等と連動させ、効果的な捕獲管理を継続する。 ・ 獣肉の有効活用。 |
| | 生息地管理等 | ・ サルやクマの誘引物となる野菜くずや放置果樹の撤去を引き続き進める。 ・ イノシシ、シカ、サルの誘引物となる水田の二番穂について、JA とも連携して秋起こし等の対策につなげる。 |
| おおい町 | 防 護 柵 | ・ 集落による金網柵の適正管理及び破損個所の修繕を推進する。 ・ サル用複合柵設置を推進する。 |
| | 捕 獲 | ・ サルの対策については、発信器取付によるテレメトリ調査等により町内に生息するサル群れの分布を把握し、 |

| | | |
|-----|--------|---|
| | | <p>“サル群れの管理”に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サル捕獲の強化を要する。大型捕獲檻（地獄檻）を導入して群れでの大量捕獲を目指す。柵の里側に生息する個体の捕獲。 |
| | 生息地管理等 | <ul style="list-style-type: none"> ・耕作放棄地などの適正管理。 |
| 若狭町 | 防護柵 | <ul style="list-style-type: none"> ・集落からの要望に基づき、長期整備計画を立て、町内の山際全体を囲う。 ・金網柵の更新時期に達しているものは、要望に応じて適宜更新する。 |
| | 捕獲 | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲体制を見直し、新たな捕獲の担い手を確保し、特に集落の農地に出没する加害個体の捕獲に取り組む。 ・大型捕獲檻を活用し、計画的なサル群れ管理に努める。 ・若狭ジビエ工房を活用し、捕獲個体の有効活用を推進する。 |
| | 生息地管理等 | <ul style="list-style-type: none"> ・被害集落による自力防除活動の啓発を行う。特に、サルやツキノワグマを誘引する野菜くずや放置果樹、水田二番穂などの適正管理や、加害鳥獣の生態・追払い方法などの知識・技能習得を支援するなど、獣害に強い集落づくりに取り組む。 |

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

| | | | |
|----------------|--|-----|---------------------|
| 嶺南6市町 共通の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・実施隊、有害鳥獣捕獲隊、捕獲補助員等、市町の状況に応じて整えてきた捕獲体制を維持する。 ・適法・安全な捕獲が推進できる体制になるよう、行政側、捕獲従事者側でのスキルアップに取り組む。 ・市町間で情報共有しながら、より有効な捕獲体制を模索する。 <p>例1) 誘引捕獲技術の普及啓発 例2) ICT・IoTの本来的な活用方法の普及と活用</p> | | |
| 敦賀市 | 敦賀市鳥獣被害対策実施隊 [市職員：4名、猟友会：1名] | 4名 | ・捕獲計画、作業支援 |
| | 有害鳥獣捕獲隊 | 39名 | ・有害鳥獣捕獲 ・パトロール |
| 小浜市 | 小浜市鳥獣被害対策実施隊 [市職員：4名、猟友会：3名] | 7名 | ・捕獲等緊急対応 ・有害鳥獣捕獲 |
| | 有害鳥獣捕獲隊 ※他、有害鳥獣捕獲補助員 | 50名 | ・有害鳥獣捕獲 |
| 美浜町 | 美浜町鳥獣被害対策実施隊 [役場職員：3名、猟友会：8名] | 11名 | ・有害鳥獣捕獲 |

| | | | |
|---------|---|-----|---------------------|
| | 有害鳥獣捕獲隊 | 37名 | ・有害鳥獣捕獲 ・わな等点検 |
| 高 浜 町 | 高浜町鳥獣被害対策実施隊 ・加害獣捕獲班 ・侵入防御班 [役場職員若干名、民間隊員] | 25名 | ・有害鳥獣捕獲 ・わな等点検 |
| | 捕獲補助者 | 66名 | ・捕獲檻の餌やり ・捕獲檻見回り |
| お お い 町 | おおい町鳥獣被害対策実施隊 [役場職員：7名、猟友会：32名] | 39名 | ・有害鳥獣捕獲 |
| | 捕獲補助員 | 数集落 | ・捕獲檻見回り等 |
| 若 狭 町 | 若狭町鳥獣被害対策実施隊 [役場職員：3名、猟友会：11名] | 14名 | ・有害鳥獣捕獲 |
| | 有害鳥獣捕獲隊 ※他、有害鳥獣捕獲補助員（45名） | 11名 | ・有害鳥獣捕獲 ・わな等点検 |

注：人数は、令和4年4月時点の数字を掲載している。

(2) その他捕獲に関する取組

| 年度 | 取組内容 | |
|----------------------------|----------------|---|
| 令 和 5 〜 7 年 | 嶺南6市町 共通の取組 | <p>◆捕獲機材の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・獣種ごとに、捕獲目的（有害捕獲、個体数調整の区別）を明らかにしながら、目的ごとの効果的な捕獲方法を導入する。 ・6市町間で、農地被害を及ぼす野生獣の出現状況を情報共有し、必要な捕獲機材の導入を検討する。 <p>◆捕獲の担い手の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・野生獣の捕獲技術向上と新たな捕獲担い手を確保するため、それぞれを目的とした研修会を実施する。 ・一般市民からの捕獲担い手を確保するとともに、農家自ら捕獲に携わるよう普及啓発を推進し、捕獲への理解と参加を促す。 <p>◆安全な捕獲業務の普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有害捕獲での法令遵守・安全意識を向上する研修の実施。 ・クマ等の錯誤捕獲を回避する捕獲手法の普及。 ・適切な誘引による効率的・安全確保につながる捕獲手法の普及（例：誘引捕獲、電気止めさし器の正しい利用法の整理）。 |
| | 敦 賀 市 | <p>イノシシ・老朽化した古い檻を処分するとともに、設置や移動が容易な新しい檻を導入する。</p> <p>ニホンジカ・サル群れの頭数や行動圏を把握し、加害個体の効</p> <p>ニホンザル</p> |

| | | | |
|--------|--|---------------|---|
| | | | 率的な捕獲に努める。 |
| | | 対象鳥獣全 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 経験の浅い捕獲隊員を対象に、捕獲等に必要な知識や技術に関する実地研修を実施するとともに、狩猟に必要な物資を支援する。 ・ 捕獲した個体の利活用を図るため、食肉処理施設の設置について検討し、早期の導入を推進する。 |
| 小 浜 市 | | ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> ・ サル群れのテレメトリ調査を実施して行動範囲や頭数などを把握し、効果的な捕獲や追払いに役立てる。 |
| | | 対象鳥獣全 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 市保有の捕獲檻の貸出制度を継続する。 ・ 狩猟免許の新規取得に関する PR 等を行い、有害捕獲隊員の担い手確保に努める。 ・ わな研修や射撃研修を開催して、捕獲の技術向上に努める。 |
| 美 浜 町 | | イノシシ ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 捕獲檻の貸出制度を継続していく。 ・ 捕獲檻を追加導入する。 ・ 捕獲研修等を開催し、隊員の技術向上に努める。 |
| | | ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT を活用した大量捕獲檻を引き続き活用する。 ・ サル用大型囲いわなを追加導入する。 |
| | | 中 獣 類 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 中獣類用捕獲檻の貸出制度を継続していく。 ・ 捕獲檻を追加導入する。 |
| 高 浜 町 | | イノシシ ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT を併用した大型捕獲檻を適宜導入する。 ・ 効果的な誘引餌の設置など捕獲技術を導入する。 |
| | | ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> ・ ICT を併用した大型捕獲檻を適宜導入する。 ・ 効果的な誘引餌の設置など捕獲技術の向上 |
| | | 対象鳥獣全 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実施隊、捕獲補助者等の仕組みを活用し、従来狩猟者と農家が連携した捕獲体制を整備する。 |
| お おい 町 | | イノシシ ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none"> ・ くくりわなの支給、その他、はこわなやカメラの貸出により取り組みやすい環境を整備。 |
| | | ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> ・ 発信器取付により捕獲個体が所属する群れを把握しながら捕獲を推進し、“群れ管理”に取り組む。 ・ 住民が主体となって集落で管理する大型捕獲檻（地獄檻）の追加設置。 |
| | | 対象鳥獣全 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者の狩猟免許の取得について促すとともに、狩猟に関する講習会を実施し、狩猟技術の向上に努める。 |
| 若 狭 町 | | イノシシ ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落や農地に出没する加害個体を捕獲するため、移動が容易であり、組立て可能な檻を導入する。 |
| | | ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落の追払いや、誘引物の除去、集落点検による被害防除意識を醸成し、モデル集落を確立する。 ・ 加害レベルが高く、特に被害が深刻な集落に対しては大型捕獲檻を導入し群れ単位の捕獲を実施する。 ・ ハグレザルについても捕獲隊員の協力のもと捕 |

| | | |
|--|------------|--|
| | | 獲、駆除を実施する。 |
| | カラス類 | ・カラス類捕獲檻による集中捕獲（冬期間）。 ・捕獲隊員有志によるカラス類の一斉駆除を実施する。 |
| | 対象鳥獣 全て | ・新規で狩猟免許を取得する際の、事前講習会の費用を嶺南有対協が全額助成する。 |

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

| |
|---|
| 捕獲計画数等の設定の考え方 |
| <p>有害鳥獣捕獲では、農作物被害及び生活環境被害を及ぼす加害個体（群）の捕獲を目指すものである。そのため、個体数調整を目的とした捕獲と異なり目標捕獲数の設定は馴染まない。</p> <p>当面は、これまでの捕獲数維持を目安とし、各市町における捕獲体制、捕獲の必要性等を勘案して捕獲数を計画する。</p> <p>今後は、捕獲に伴う被害低減効果の「見える化」を進める必要があると考えており、有害捕獲の推進とあわせて検証調査の実施を検討・実施し、被害低減につながる有害鳥獣捕獲の捕獲計画数を導けるよう取り組む。</p> <p>[今後取り組む捕獲検証調査]</p> <ul style="list-style-type: none"> * 捕獲場所 - 被害発生場所との関連性の明確化 * 捕獲場所での生息密度低減効果の検証 <p>⇒ 被害低減効果を見据えた捕獲計画数に徐々にシフト</p> |

| 対象鳥獣 | | 捕獲計画数等 | | |
|-----------|------|--------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ | 敦賀市 | 600 | 600 | 600 |
| | 小浜市 | 500 | 500 | 500 |
| | 美浜町 | 300 | 300 | 300 |
| | 高浜町 | 500 | 500 | 500 |
| | おおい町 | 500 | 500 | 500 |
| | 若狭町 | 600 | 600 | 600 |
| 小計 | | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| ニホンカ ジ | 敦賀市 | 1,700 | 1,700 | 1,700 |
| | 小浜市 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
| | 美浜町 | 750 | 750 | 750 |
| | 高浜町 | 500 | 500 | 500 |
| | おおい町 | 1,200 | 1,200 | 1,200 |
| | 若狭町 | 1,300 | 1,300 | 1,300 |
| 小計 | | 6,650 | 6,650 | 6,650 |
| ニホン ザル | 敦賀市 | 100 | 100 | 100 |
| | 小浜市 | 170 | 170 | 170 |

| | | | | |
|-----------|------|-------------------|-------------------|-------------------|
| | 美浜町 | 250 | 250 | 250 |
| | 高浜町 | 200 | 200 | 200 |
| | おおい町 | 100 | 120 | 120 |
| | 若狭町 | 120 | 120 | 120 |
| | 小計 | 940 | 960 | 960 |
| その他 鳥獣 | 敦賀市 | 中獣類：90 鳥類：70 | 中獣類：90 鳥類：70 | 中獣類：90 鳥類：70 |
| | 小浜市 | 中獣類：200 鳥類：50 | 中獣類：200 鳥類：50 | 中獣類：200 鳥類：50 |
| | 美浜町 | 中獣類：100 鳥類：350 | 中獣類：100 鳥類：350 | 中獣類：100 鳥類：350 |
| | 高浜町 | 中獣類：100 鳥類：50 | 中獣類：100 鳥類：50 | 中獣類：100 鳥類：50 |
| | おおい町 | 中獣類：100 鳥類：50 | 中獣類：100 鳥類：50 | 中獣類：100 鳥類：50 |
| | 若狭町 | 中獣類：150 鳥類：200 | 中獣類：150 鳥類：200 | 中獣類：150 鳥類：200 |

| 捕獲等の取組内容（わな等捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等） | |
|-------------------------------------|---|
| 嶺南6市町 共通の取組 | <p>嶺南6市町で連携し、農作物被害や生活環境被害の軽減につながる有害捕獲の考え方を改めて確認し、適法かつ安全に、そして効率的に捕獲できる技術の導入を推進する。</p> <p>まずは、有害捕獲“業務”の発注者となる行政側において、有害捕獲のあり方の整理・周知を行い、次に、研修会の実施等により捕獲従事者への周知展開を図る。</p> <p>[有害捕獲再整理の要点例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適法・安全、効率を両立できる捕獲技術の推進 例：効果的な誘引捕獲、電気止めさし器の安全な利用法の整理 ・クマ等の錯誤捕獲の回避 例：正しい誘引捕獲の整理 <p>◆イノシシ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加害個体を中心に捕獲できる技術（成獣捕獲及び群れ捕獲）の向上に努め、被害防止につながる捕獲の考え方の定着を推進する。 ・農地に依存する加害個体を排除するため、農業被害が発生する場所近くでの捕獲に努める。 ・農地に依存させないよう農繁期以外の時期においても捕獲を推進する。 <p>◆ニホンジカ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山際でのシカ捕獲を推進し、農地に餌づいたシカを中心に加害個体（群）の低減に導く。 |

| | | |
|-------|------|--|
| | | <ul style="list-style-type: none"> ・群れ（メス個体）の捕獲に重点をおくなど、効果的・効率的な捕獲方法を検討・導入する。 <p>◆ニホンザル</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害を及ぼすサルの群れを把握し、被害低減効果が得られる捕獲を推進する。 ・捕獲の目的を明確に位置づけ、必要な手法を導入する。 <p>◆中獣類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アライグマ、ハクビシン、ヌートリアなど、獣種に応じた適切な手法、時期の捕獲を推進する。 ・アライグマ、ヌートリアの特定外来種については根絶を目指す。 |
| イノシシ | 敦賀市 | ・年間を通じてわな及び銃による捕獲を行う（加害個体）。 |
| | 小浜市 | ・6～9月（田植え～稲刈りの時期）にかけて、わな及び銃による捕獲を行う（加害個体）。 |
| | 美浜町 | ・福井県特定鳥獣保護管理計画（イノシシ）に基づき、必要に応じて加害個体を対象に、わな及び銃による捕獲を行う。 |
| | 高浜町 | ・「加害個体の捕獲」が徹底できるよう高浜町有害鳥獣対策実施隊有害捕獲班、有害鳥獣捕獲補助者への研修を継続実施する。また、有害捕獲の実施場所の適正強化を行い、捕獲の現場での適法・安全点検を行い、必要な指導を行う。 |
| | おおい町 | ・1年間すべてを有害駆除期間とすることにより、適正な個体数調整を行う。 |
| | 若狭町 | ・加害個体を中心に、わな及び銃による捕獲を通年で行う。 |
| ニホンジカ | 敦賀市 | ・年間を通じてわな及び銃による捕獲を行う（加害個体）。また、適性な生息頭数の管理を目的とした捕獲を行う（個体数調整）。 |
| | 小浜市 | ・年間を通じてわな及び銃による捕獲を行う（個体数調整）。 |
| | 美浜町 | ・福井県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づき、年間を通じてわな及び銃を用いて捕獲を行う。 |
| | 高浜町 | ・捕獲体制の整備と強化はイノシシと同様。シカについては、山際で農地への被害を及ぼすシカの「加害個体」を対象にした捕獲を推進する。 |
| | おおい町 | ・1年間すべてを有害駆除期間とすることにより、適正な個体数調整を行う。 |
| | 若狭町 | ・加害個体を中心に、わな及び銃による捕獲を年間で行う。 |
| ニホンザル | 敦賀市 | ・年間を通じて、わな及び銃による捕獲を行う（加害個体）。 |
| | 小浜市 | ・年間を通じて、わな及び銃による捕獲を行う（加害個体）。 |

| | | |
|-------|-------|--|
| | 美 浜 町 | ・ 大型捕獲檻による効果的な捕獲を推進する。 |
| | 高 浜 町 | ・ 捕獲体制の整備と強化はイノシシと同様。大型捕獲檻を適宜導入し、テレメトリ調査を組み合わせた効果的な捕獲を推進する。 |
| | おおい町 | ・ 1年間すべてを有害駆除期間とすることにより、適正な個体数調整を行う。 |
| | 若 狭 町 | ・ 年間を通じてわな及び銃による捕獲を行う。特に、餌の少ない秋～春頃にかけて、大型捕獲檻による効果的な管理捕獲を推進する。 |
| 中 獣 類 | 敦 賀 市 | ・ ハクビシンは、加害個体を中心に年間を通じて、わなによる捕獲を行い、アライグマ、ヌートリアといった特定外来種については適宜捕獲する。 |
| | 小 浜 市 | ・ アライグマ、ヌートリアなど特定外来生物とハクビシンは、年間を通じて、それ以外の中獣類は加害個体を対象に、はこわなを用いて捕獲する。 |
| | 美 浜 町 | ・ アライグマ、ハクビシン、ヌートリアについては、年間を通じて、また、それ以外の中獣類は、加害個体を対象に必要に応じて、はこわなを用いて捕獲を行う。 |
| | 高 浜 町 | ・ 捕獲研修の適宜実施による捕獲技術の向上による捕獲を推進する。 |
| | おおい町 | ・ アライグマ、ハクビシン、ヌートリアについては、1年間すべてを有害駆除期間とすることにより、適正な個体数調整を行う。 |
| | 若 狭 町 | ・ 加害個体を中心に、年間を通じて、はこわなによる捕獲を行う。 |
| 鳥 類 | 敦 賀 市 | ・ 加害個体を対象に、必要に応じて銃を用いて捕獲を行う。 |
| | 小 浜 市 | ・ 加害個体を対象に、必要に応じて銃を用いて捕獲を行う。 |
| | 美 浜 町 | ・ 加害個体を対象に、必要に応じて銃を用いて捕獲を行う。 |
| | おおい町 | ・ 1年間すべてを有害駆除期間とすることにより、適正な個体数調整を行う。 |
| | 若 狭 町 | ・ 捕獲隊によるカラス類の一斉駆除及び集中捕獲を行う。 |

| |
|-----------------------------|
| ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容 |
| — |

(4) 許可権限委譲事項

| 対象地域 | 対象鳥獣 |
|------|------|
| — | — |

※有害鳥獣捕獲許可権限は、平成9年度に種を限定して県から各市町への権限が委譲されている。

委譲されている種は、狩猟鳥獣[ただし、ツキノワグマについては人または家畜に危害を及ぼす恐れがある時に限る、鳥類(狩猟鳥獣のうち鳥類に限る)のひな、コサギ、トビ、カワラバト(ドバト)、ウソ、オナガおよびニホンザル]である。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

| 対象鳥獣 | | 整備内容 | | |
|---------------|------|-------|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| イノシシ ニホンジカ | 敦賀市 | 随時対応 | 随時対応 | 随時対応 |
| | 小浜市 | 随時対応 | 随時対応 | 随時対応 |
| | 美浜町 | 随時対応 | 随時対応 | 随時対応 |
| | 高浜町 | 随時対応 | 随時対応 | 随時対応 |
| | おおい町 | 随時対応 | 随時対応 | 随時対応 |
| | 若狭町 | 随時対応 | 随時対応 | 随時対応 |
| ニホンザル | 敦賀市 | 随時対応 | 随時対応 | 随時対応 |
| | 小浜市 | 随時対応 | 随時対応 | 随時対応 |
| | 美浜町 | 随時対応 | 随時対応 | 随時対応 |
| | 高浜町 | 随時対応 | 随時対応 | 随時対応 |
| | おおい町 | 随時対応 | 随時対応 | 随時対応 |
| | 若狭町 | 随時対応 | 随時対応 | 随時対応 |

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

| 地域 | 対象鳥獣 | 取組内容 | | |
|----------------|-------------------------------|--|-------|-------|
| | | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
| 嶺南6市町 共通の取組 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル 中獣類 | 集落住民や行政等が参加する集落点検の実施を呼びかけ、①集落で困っていることを共有し、②必要な対策の技術指導を行い、③既往の侵入防止柵の維持管理・機能強化を推進する。取組の成否等は嶺南6市町で情報共有し、成功事例の水平展開を図る。 | | |

| | | |
|------|-------------------------------|---|
| | | (取組例) ・ 集落の一斉点検の実施 ・ 集落への不具合箇所の修正支援 ・ 取組成功例の情報発信 (CATV、広報誌等) |
| 敦賀市 | イノシシ ニホンジカ | ・ 侵入防止柵の定期的な点検と、適切な修繕を集落へ指導する。 |
| | ニホンザル | ・ 集落主体の電動ガンによる追払いを継続して実施する。 |
| 小浜市 | イノシシ ニホンジカ | ・ 集落の点検パトロールを実施 |
| | ニホンザル | ・ 追払い強化、集落の取組強化 |
| 美浜町 | イノシシ ニホンジカ | ・ 集落により年度毎の点検実施 |
| | ニホンザル | ・ サル追払い支援制度 |
| 高浜町 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル 中獣類 | ・ 全町での集落点検 (行政支援及び自主実施) を継続し、必要な指導・支援を実施。集落点検では、できるだけ多くの住民に参加いただき、獣害対策の集落内での情報共有を促す。また、鳥獣被害対策実施隊防衛班の活動範囲を拡大し、「共助」による被害対策の拡大を図る。 |
| おおい町 | イノシシ ニホンジカ ニホンザル | ・ 修繕 |
| 若狭町 | イノシシ ニホンジカ | ・ 侵入防止柵設置及び更新集落に対して点検活動と呼び掛ける。 |
| | ニホンザル | ・ ニホンザルを対象とした集落単位での追上げ・追払い活動に関する研修会を実施。 ・ また、研修会参加集落に対して追払い花火の購入を斡旋。 |

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

| 年度 | 取組内容 | |
|------|----------------|--|
| 令和4年 | 嶺南6市町 共通の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 嶺南6市町協働での鳥獣被害対策研修会を実施し、行政と農家・住民が一体となった、かつ、市町を超えた広域連携による鳥獣被害対策 (侵入防御、生息地管理、加害個体捕獲) を推進する。 ・ 嶺南6市町での鳥獣被害担当者会議をこまめに開催し、鳥獣被 |

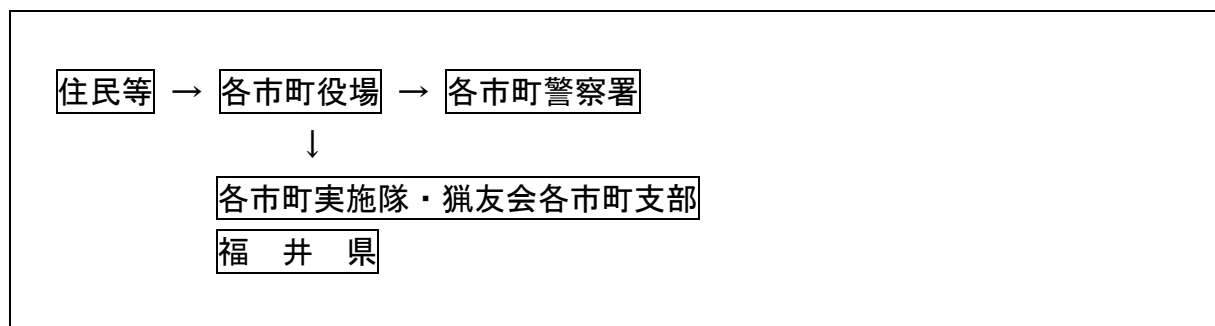
| | | | |
|-----------------|---------------|--|--|
| 7 年 | | <p>害の現状と対策に関する情報を細かに共有する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落に獣のすみかを与えないよう山際に緩衝帯を整備、維持する。 | |
| | 敦賀市 | イノシシ ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 爆竹等による有害鳥獣の追払い活動など、集落ぐるみの取組を支援する。 |
| | | ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> ・ 放置果樹の除去、生ごみ等の適切な処分などにより、サルを寄せつけない集落づくりを推進する。 |
| | 小浜市 | イノシシ ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 設置済みの金網柵や電気柵の維持管理の徹底。 |
| | | ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> ・ 花火等による追払い活動や放置果樹の撤去など、集落ぐるみの取組を支援する。 |
| | 美浜町 | 全ての獣種 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民が主体となった防除対策の推進。 |
| | | イノシシ ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 集落による侵入防止柵維持管理活動の徹底。 |
| | | ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣対策実施隊及び集落代表者による出没箇所の現地確認。 ・ 圃場の野菜くずや水田二番穂、放置果樹の除去など獣を近寄らせない環境づくりの推進。 |
| | 高浜町 | 全ての獣種 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 全町での集落点検を継続的に実施し、農家・地域住民・事業者・行政が連携した防除対策を推進。 ・ 野菜くずや水田二番穂、放置果樹の除去など獣を寄せ付けない環境づくりの推進。 ・ 鳥獣被害対策の取組成果や課題などを広報誌、CATV や Web を通じた情報発信にも取り組む。 |
| | | イノシシ ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 侵入防止柵の正確な利用方法の伝達と維持管理の推進。 |
| | | ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民による効果のある追上げ活動の推進。 ・ 鳥獣被害対策実施隊（捕獲班、防御班）によるサル発信器を活用した追払いの推進。 |
| | おおい町 | イノシシ ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元による金網柵の点検・修理等による適切な維持管理を徹底するよう推進する。 |
| ニホンザル ツキノワグマ | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 収穫予定のない柿や栗、果実などの取り除きや、伐採をお願いし、誘引物を少しでも少なくする。 ・ 補助金を支給して「サル追払隊」など、集落ぐるみで追払い組織の設立を促し、「自分の農作物は自分で守る」という住民意識を醸成する。（令和3～5年度で令和6年度以降の継続は未定） | |
| 若狭町 | イノシシ ニホンジカ | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元による金網柵の点検・修理等による適切な維持管理を徹底する。 | |
| | ニホンザル | <ul style="list-style-type: none"> ・ 花火を用いたサルの追払い活動や、各集落の農家組合や獣害対策グループ等を対象に、追払い研修や集落点検（放置果樹の除去、生ごみ等の適切な処分など）を実施する。 | |

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

| 関係機関等の名称 | 役割 |
|----------|------------------------------|
| 各市町担当部局 | 情報収集・住民への注意喚起・関係機関への連絡・捕獲等同行 |
| 各市町警察署 | 現場での指示・住民誘導等 |
| 猟友会各市町支部 | 追払い・捕獲実施 |
| 各市町実施隊 | 追払い・捕獲実施 |

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・食肉としての有効利用を図るための調査・研究を行いながら、これまでに建設した食肉加工施設を活用するとともに、新たに食肉加工施設の建設を進める。また、販路の拡大やイベント等を通じたジビエ料理の普及をより効果的なものにするため、ジビエに関する人材の育成を行い、技術向上を図る。 |
|--|

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

| | |
|--------|---|
| 食品 | ・食肉としての有効利用を図るための調査・研究を行いながら、これまでに建設した食肉加工施設を活用し、販路の拡大やイベント等を通じたジビエ料理の普及を行い、地域資源化を図る。 |
| ペットフード | ・捕獲獣について、食肉加工処理事業者と連携し、ペットフード利用を検討する |

| | |
|--------------------------------------|-------------------------------------|
| 皮革 | ・ 捕獲獣について、域内外の事業者と連携し、皮革の利活用を検討する。 |
| その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等) | ・ 現時点では特段の取組は想定していないが、状況に応じて適宜対応する。 |

(2) 処理加工施設の取組

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 嶺南地域における処理加工施設の今後のさらなる自律性を促すため、域内での利用拡大について、専門家等と連携して取り組む。 また、処理加工施設の新規立ち上げについて補助金等を活用し、支援を行っていく。 |
|--|

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

| |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ できる限り解体した個体を無駄にしないために、食品だけでなくペットフード等への利活用もできるよう、各事業者に対してジビエに関する研修への積極的な参加を促し、技術向上を図る。 |
|---|

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

| 被害防止対策協議会の名称 | 嶺南地域有害鳥獣対策協議会 |
|-----------------|-----------------------------|
| 構成機関の名称 | 役割 |
| 敦賀市鳥獣害対策協議会 | 敦賀地区の対策の計画・実施 |
| 小浜市有害鳥獣対策協議会 | 小浜地区の対策の計画・実施 |
| 美浜町鳥獣害対策協議会 | 美浜地区の対策の計画・実施 |
| 高浜町有害鳥獣対策協議会 | 高浜地区の対策の計画・実施 |
| おおい町鳥獣被害防止対策協議会 | おおい地区の対策の計画・実施 |
| おおい町有害鳥獣対策協議会 | おおい地区の対策の計画・実施 |
| 若狭町有害鳥獣対策協議会 | 若狭地区の対策の計画・実施 |
| 敦賀市 | 有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局 |
| 小浜市 | 有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会 |

| | |
|-------------|-----------------------------|
| | 事務局 |
| 美浜町 | 有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局 |
| 高浜町 | 有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局 |
| おおい町 | 有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局 |
| 若狭町 | 有害捕獲等対策の実施、調整、情報発信、地区協議会事務局 |
| 敦賀美方農業協同組合 | 農作物被害の把握、被害防除の指導 |
| 若狭農業協同組合 | 農作物被害の把握、被害防除の指導 |
| れいなん森林組合 | 森林被害の把握、被害防除の指導 |
| 福井県猟友会敦賀支部 | 有害捕獲の実施、生息状況の把握 |
| 福井県猟友会美浜支部 | 有害捕獲の実施、生息状況の把握 |
| 福井県猟友会若狭支部 | 有害捕獲の実施、生息状況の把握 |
| 福井県猟友会小浜支部 | 有害捕獲の実施、生息状況の把握 |
| 福井県猟友会おおい支部 | 有害捕獲の実施、生息状況の把握 |
| 福井県猟友会高浜支部 | 有害捕獲の実施、生息状況の把握 |
| 福井県嶺南振興局 | 農作物被害・森林被害の防除技術指導、助言 |

(2) 関係機関に関する事項

| 関係機関の名称 | 役割 |
|----------------------------|-------------------|
| 福井県嶺南振興局 林業水産部林業・木材活用課 | 被害対策の助言、広域的な情報の提供 |
| 福井県嶺南振興局 農業経営支援部技術経営支援課 | 被害対策の助言、広域的な情報の提供 |
| 福井県嶺南振興局 二州農林部技術経営支援課 | 被害対策の助言、広域的な情報の提供 |
| 福井県嶺南牧場 | 被害対策の助言、広域的な情報の提供 |
| 福井県農林水産部 中山間地域・畜産課 | 被害対策の助言、広域的な情報の提供 |
| 福井県農業共済組合若狭支所 | 農作物被害の把握、被害の情報提供 |
| 林野庁近畿中国森林管理局 福井森林管理署 | 被害対策の助言、広域的な情報の提供 |

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

[嶺南6市町共通]

鳥獣被害対策実施隊は、嶺南6市町いずれも平成23年度に設置し、一部の市町を除き、民間からの隊員については地元猟友会支部への加入を条件に設置している。今後は、民間隊員においても、捕獲にとどまらず、防護、生息地管理等の被害対策に関する業務に従事することも検討する。

また、森林組合職員に対し、捕獲体制強化に向けた取組を実施する。

[各市町個別事項]

| | |
|------|---|
| 敦賀市 | 市職員4名で実施隊を設置。敦賀市有害鳥獣捕獲隊39名と連携をとり、侵入防止柵の設置指導や鳥獣被害パトロール、専門的な助言、捕獲支援等を行う。 |
| 小浜市 | 市職員4名と猟友会より3名で実施隊を設置。鳥獣被害のパトロールや専門的な助言、緊急捕獲を行う。 |
| 美浜町 | 町職員若干名と有害鳥獣捕獲隊37名の中から経験豊富な第一種銃猟免許所持者で実施隊を編成し、専門的な助言、有害鳥獣捕獲等を行う。 |
| 高浜町 | 町職員若干名と民間隊員25名で実施隊を設置。令和3年より「加害獣捕獲班」と「侵入防御班」の2班体制とし、実施隊活動の手引きを作成・研修し、共助につながる鳥獣被害対策の実施体制を整備。 |
| おおい町 | おおい町猟友会32名と町職員7名程度で実施隊を設置。農家への侵入防止柵の設置指導や鳥獣被害のパトロール、専門的な助言、緊急捕獲を行う。 |
| 若狭町 | 町職員若干名と若狭町有害鳥獣捕獲隊より実施隊を設置する。 |

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

- ・鳥獣被害対策は、各市町内にとどまらず、広域的な連携により対策を講ずることが重要となる。
- ・今後も、嶺南地域有害鳥獣対策協議会を活用し、各市町での被害状況と対策状況について情報共有し、効果的な被害対策の実施に結び付ける。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

- ・ 有害鳥獣捕獲が効果的かつ効率的に実施できるよう、県等関係機関と協力して、科学的なデータの集積及び分析を行う。
- ・ 被害防除に関しても、効果的に防除ができるよう、県等関係機関や住民と協力して、データの収集及び分析を行う。